

太田市職員の職名及び職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第29号

太田市職員の職名及び職務に関する規則の一部を改正する規則

太田市職員の職名及び職務に関する規則（平成17年太田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「部長」の次に「、室長（秘書室に限る。）」を加え、同表2の項中「副部長」の次に「、室長（コンプライアンス推進室に限る。）」を加え、同表4の項中「室長」の次に「（秘書室及びコンプライアンス推進室を除く。）」を加え、同表7の項中「除く。）」の次に「、施設長」を加え、同表8の項中「館長代理」の次に「、施設長代理」を加える。

別表第2部長の職務と同程度の職務の項中「会計管理者」を「室長（秘書室に限る。）」に改め、同表副部長の職務と同程度の職務の項中「秘書室及び」を削り、「限る。）」の次に「及び会計管理者」を加え、同表課長補佐の職務と同程度の職務の項中「、所長補佐」を削り、同表係長の職務と同程度の職務の項中「及び」を「、」に改め、「除く。）」の次に「及び施設長」を加え、同表係長代理の職務と同程度の職務の項中「館長代理」の次に「、施設長代理」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。